

相続手続きについて②

相続が発生すると手続きをしなくてはなりません。今回は、この相続手続き②として「相続分」を説明します。

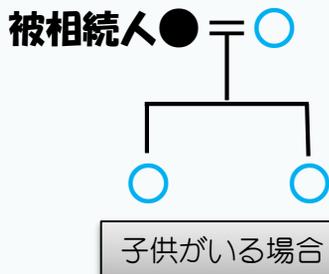
●相続分

相続分は、プラスの財産、マイナスの財産を含む相続財産全体に対する各相続人の持ち分を言います。

被相続人は、遺言で相続分を決めることができます。この指定がないと、民法が定める相続分(法定相続分)が適用されます。

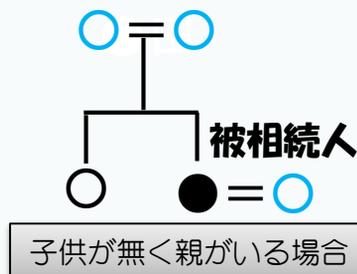
<法定相続分>

第1順位



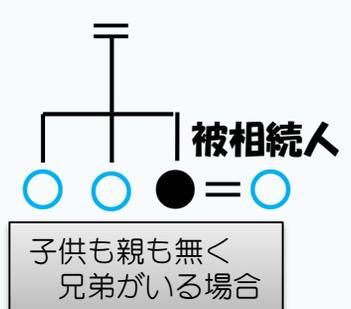
配偶者 1/2
残りを子供が均等

第2順位



配偶者 2/3
残りは親が均等

第3順位



配偶者 3/4
残りは兄弟が均等

遺言で相続分を指定できますが、相続人全員が合意すれば別の分け方も出来ます。また、法定相続分に拘らない分け方も出来ます。

子供が相続人の場合、非嫡出子(婚姻関係にない男女から生まれた子)も嫡出子も同じ法定相続分になりました(平成25年9月5日以降の相続に適用)。



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

株式会社 **伸 寛** (しんかん)

所 在： 海老名市柏ヶ谷1043番
代 表： 萩 原 和 雄
電 話： 046-292-7550
FAX： 046-292-7560



伸寛だより

●相続分の放棄

相続の放棄は、最初から相続人でなくなりますが、相続分の放棄は相続人としての地位は失うことなく、遺産分割協議から逸脱することになります。つまり相続分「ゼロ」を相続するということです。煩わしい相続の話し合いから解放されます。

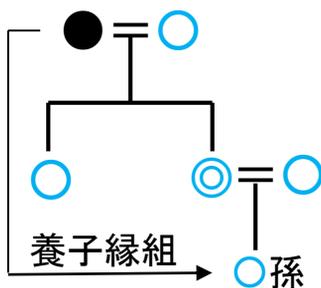
しかし、相続人の地位はそのままですので、借金等の債務がある場合はその負担から逃れられません。借金等から逃れるためには相続の放棄をすることです。

●相続分の譲渡

相続人が保有するプラスの財産とマイナスの財産の持分を他の相続人や、相続人でない第三者に遺産分割前に譲渡してしまうこと。

これにより、相続人が多い場合に当事者となる相続人の整理が出来る、また相続人としては第三者である内縁の配偶者や孫等に譲渡することで遺産分割に関与させることが出来ます。

●養子と相続分



孫を養子にすると相続人は3人となり、左記の場合子供の法定相続分は1/6づつになります。

このケースで、もし被相続人の子供(つまり孫から見ると自分の親)が被相続人より先に亡くなった場合の相続分は、養子としての分と代襲相続人としての二重の相続分を持ちます。

なお、非嫡出子を養子にした場合、二重に相続分は持たないとされています。縁組みの目的が、嫡出子の地位を与えるため、養子＝嫡出子としての相続資格に限定しているためです。

相続相談会 随時開催中

●場所 伸寛事務所(相鉄線かしわ台駅 西口1分)

*相談ご希望の方は、事前にお問い合わせ下さい。

☎046-292-7550 fax046-292-7560